

別表1（第5条関係）

補助対象経費			補助率
	区分	具体例	
一般公衆浴場の活性化及び住民等相互の交流の促進を図ることを目的とする事業に要する経費（※1）	消耗品費	資料、装飾材料等	1/2以内 （※2）
	印刷製本費	ポスター、チラシの制作費、印刷費等	
	委託料	イベント会場設営委託等	
	使用料	設備賃借料等	
	報償金	講演料、出演料等	
	損害保険料	イベント保険料等	
	通信運搬費	郵送料等	

（※1）入浴料金に直接関係する経費は除く。例えば、入浴料金の割引等を行う事業であつて、その割引等にかかる補填経費は除く。

（※2）1円未満は切り捨てる。

別表2（第5条関係）

	浴場事業者数 (市内に限る)	補助限度額(※3)
個別	1	50千円
団体	2～9	100千円
	10～19	150千円
	20～29	200千円
	30以上	250千円

（※3）・単年度に2回以上事業を実施する場合でも、補助額は総計で上記補助限度額以内とする。

・複数の一般公衆浴場で構成する団体の補助限度額は、当該団体を形成する浴場団体数による。